

2021. 1  
通巻 第153号

# えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d S o c i a l I n s u r a n c e L a b o r C o n s u l t a n t



白猪の滝

contents

- あいさつ 愛媛県社会保険労務士会会长 1
- 全国社会保険労務士会連合会会長 2
- 四国厚生支局長 3
- 愛媛労働局長 4

- 理事会だより 5
- フレッシュ会員広場 9
- 新入会員紹介 10
- 社会保険労務士倫理綱領 11



愛媛県社会保険労務士会



## 新年のご挨拶

愛媛県社会保険労務士会  
会長 横本恭弘

新年明けましておめでとうございます。

令和3年の年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

会員の皆さんにおかれましては、つつがなく新年をお迎えのことと拝察いたします。旧年中は会の運営にご理解、ご協力を頂戴し、厚く感謝申し上げます。本年も一層のご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

昨年を振り返りますと、日本で最初の新型コロナウイルスの患者が確認されたのは1月16日、2月4日には、香港を経由して横浜に入った大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の乗客乗員10人の感染が確認され、これに先立つ2月1日付けて政府は新型コロナウイルスを感染症法に定める指定感染症に指定し、感染者の届出が義務づけられ、患者に対しては入院などの隔離措置をとられることになりました。また、2月下旬、政府はイベント等の自粛と小中高校の一斉休校を要請し、4月16日に全国に緊急事態宣言が発令されました。このわずか数ヶ月の間に、私たちの働き方や文化、価値観など、すべてのあり方や考え方方が大きく変わっていきました。

このような状況の中で、県会では中小・小規模事業者等を人の側面から支援することを目的に愛媛労働局と連携をし、雇用調整助成金の相談対応等に会員を派遣させていただきました。私たち社会保険労務士（以下、「社労士」という。）は、労働と社会保険制度の専門家として、さまざまな企業や働く人たちへの支援を続けてきました。しかしいま、働く環境が大きく変化し、多くの人々がその影響に悩まされています。こんな時にこそ、社労士の真価が問われていると感じます。

社労士は、労働及び社会保険に関する専門家として、その関係する法令の円滑な実施と事業における適正な労務管理の実現に寄与し、もって労働の尊厳の確立、事業の健全な発達、労働者等の福祉の向上及び豊かな社会の実現に資することを使命としなければなりません。世界を取り巻く環境がどんなに変わろうとも、私たち社労士の使命は変わることはありません。

働く人の心に寄り添い、そのご家族にまで、想いをはせ、一社でも多く、企業の経営を維持し、一人でも多く、働く人たちの生活を守り、このかつてない危機とともに乗り越えていくために企業の労働・雇用に関する適正な労務管理の支援等を行うことが必要です。

今般のコロナ禍において社労士に求められる役割は、飛躍的に高まっており、特に、顕在化した中小・零細企業の労務管理の在り方全般にわたる脆弱性について、どのように改善していくか、今後、不断の努力が不可欠であり、このような要請に応え、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上を実現していくためにウィズ・コロナ時代の「新たな日常」に対応した職場環境の整備を一層推進して参りましょう。

最後になりますが、ニューノーマル時代、コロナと共生しながら、新たな生活様式での難局を乗り越えていきましょう。本年が皆様にとって幸多き一年となりますことを祈念いたしまして新年のご挨拶といたします。



## 新年のご挨拶

### —Beyond CORONA：皆でコロナの時代を乗り越えていこう—

全国社会保険労務士会連合会  
会長 大野 実

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

横本会長をはじめ、愛媛会の皆様におかれましては、健やかに新しい年を迎えたこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルスの感染拡大により、あらゆるもの在り方や考え方を見直され、価値観や生活様式も一変しました。

中小企業・小規模事業者をはじめ多くの企業が未曾有の危機に直面し、依然として確固たる未来が見通すことができない状況が続いております。連合会では、1社でも多くの企業の経営を維持し、1人でも多くの労働者の雇用を守るため、使命感を持って全力で業務に取り組む会員の皆様への支援を、都道府県会のご協力のもと続けているところです。

コロナ禍にあっては、新型コロナウイルス感染症対応のための労務管理・労務相談ダイヤルの開設をはじめ、各種助成金等の解説動画の配信などを積極的に推進してまいりました。さらに、新しい日常を見据え、企業の皆様の多様で柔軟な働き方の創造・定着の一助となるべく、「コロナの向こうの新しい働き方」をテーマに、連合会初のウェビナー「Beyond CORONA働き方改革フォーラム」を3日間に亘り開催し、内外から高い評価をいただきました。

急激な変化の真っ只中で迎える本年においても、感染症対策も含めテレワークやWeb会議をはじめとした企業のデジタル化がより一層進み、私達社労士も新たな日常を構築するため、デジタル化への対応が必要不可欠となると考えております。

連合会といしましては、本年、誰ひとり取り残さないデジタル化として、デジタル強靭化社会に対応する社労士事務所のデジタル化に向けた施策を打ち出していくきます。さらに連合会の業務体制につきましても、働き方改革の取り組みとともに、デジタル化の推進を図ってまいります。

また、将来の社労士像を見据え、「使命規定」の創設を手掛かりに、新たな時代に対応する社会保険労務士法の改正に向けて具体的な取り組みを進め、さらに、経営労務監査業務の確立を目指してまいります。

この変わりゆく世界において、変わらない使命を胸に、Beyond CORONAの時代において、全国4万3千人の会員の皆様と社労士会が一丸となって、この難局を乗り越えていきたいと考えております。そのために、連合会は主体となって積極的に取り組み、都道府県会と連携し、「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現に向けて歩んでまいりたいと存じますので、会員の皆様におかれましては、ご理解とご協力を願い申し上げます。

末筆となりますが、本年が貴会と会員の皆様にとりまして、実り多き一年となりますことをご祈念申しあげ、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 新年を迎えて（年頭御挨拶）

四国厚生支局長  
小森雅一

令和3年の新春を迎えるに当たり、謹んでお慶び申し上げます。

愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様におかれましては、日頃から年金事業運営へのご理解とご協力に、厚く御礼申し上げます。

昨年の年初以来、新型コロナウイルス感染症の流行下で、政府全体で様々な措置が講じられてきました。年金事業運営においても、感染症の影響で収入が減少した方や事業主の皆様方に対して、国民年金保険料の免除の特例、社会保険料の猶予の特例等の措置を講じてまいりました。これらの仕組みを着実に実施するとともに、従来の猶予の仕組みの中でも柔軟な対応を行うなど、それぞれの状況に応じた丁寧な対応に努めてまいります。

また、感染症の感染拡大を契機として、日本社会やライフスタイルが急速に非対面・非接触型のビジネス環境に移行して来ている中で、年金事業についても、来訪・訪問型のビジネスモデルから、基本的な申請・届出手続きなどがオンライン環境で可能となるようなビジネスモデルの実現を図ってまいります。電子申請については、昨年、大規模事業所の電子申請の義務化等により、社会保険の主要手続きにおける利用率は約4割に達したところです。今後は、国民年金関係手続きも含め、より一層の電子申請の推進を図ってまいります。

昨年の通常国会において、高齢期でも働く意欲のある方が増えるなどの社会・経済の変化に対応した制度を構築するため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、年金受給開始時期の選択肢の拡大等を行う年金制度の改正法が成立したところです。

厚生労働省といたしましても、このような制度改正を進めつつ、今後も年金制度自体がしっかりと機能するよう、年金事業運営を進めてまいります。

こうした中で、社会保険・労働保険等に関する専門家として、適正な適用業務、徴収業務などに関し、事業主を支える社会保険労務士の皆様の役割は、益々、重要となっております。

今後とも、この年金制度を含めた社会保険制度全体の発展に、更なるご尽力とご協力を賜りますよう、お願い申し上げ、愛媛県社会保険労務士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、新年を迎えてのご挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

厚生労働省 愛媛労働局長

縄 田 英 樹

新年明けましておめでとうございます。

愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様方には、落ち着いた穏やかな新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。また、皆様方には、日頃から労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、愛媛県内の経済は、コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年12月8日に日本銀行松山支店が発表した愛媛県金融経済概況によれば「総じてみれば弱い状態にあるが、持ち直しつつある。」とされ、雇用失業情勢は、有効求人倍率が令和2年11月末現在1.18倍と前年度平均より0.4ポイント以上落ち込みました。政府の緊急事態宣言発表に前後して、多くの企業では事業活動の休止や労働者の休業といった措置がとされました。このため、緩和された雇用調整助成金は、多くの申請があり、愛媛労働局では、申請の処理のため職員を増員し、迅速な支給に努めました。各企業や関係者の皆様には、厳しい経済情勢の中ではありますが、引き続き労働者の雇用の維持を図っていただくようお願いしてまいります。

他方で、コロナウイルス感染症の拡大は、図らずもテレワークの普及や兼業・副業の増加につながりました。昨年9月には、副業・兼業の促進に関するガイドラインが改訂され、働き方改革も次の段階に入ってきた感があります。愛媛県内のテレワークの普及状況は、他県と比較すると遅れているとの研究結果もあるようですが、ウイズコロナ、アフターコロナの時代を迎え、愛媛労働局では他機関等とも連携し、多様で柔軟な働き方の推進に努めてまいります。

さらに、コロナウイルス感染症の感染防止を図りながら安全で健康に働くことができる職場づくりに注力していく必要があります。特に、中小企業・小規模事業者等が生産性を高めつつ労働時間の短縮等に向けた具体的な取組を行い、働き方改革が実現できるよう、引き続き中小企業・小規模事業者等に寄り添った相談・支援を推進していくこととしています。

なお、本年4月1日に高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正施行され、70歳までの就業機会も確保が事業主の努力義務となるため、改正法への理解と対応を促すとともに、就職氷河期世代の活躍の場を広げられるよう地方自治体や関係団体と連携して取り組むこととしています。

本年も、愛媛労働局では、地域の総合的な労働行政機関として、働く方一人ひとりが能力を發揮し、安心して安全で健康に働ける環境の整備に向けて、各種施策に取り組んでまいります。引き続き労務管理の専門家である皆様方のご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

最後になりますが、今後の社会保険労務士制度の更なるご発展と、貴会並びに会員の皆様方の益々のご繁栄ご健勝を祈念申し上げまして、年頭のご挨拶といたします。

**理事会だより****[理事会]**

※令和2年12月7日(月) 県会事務局会議室において、第255回理事会を開催した。

**議題**

- 1 次期役員の選出スケジュールについて
- 2 令和3年度中国・四国地域協議会フォーラムの開催について
- 3 各委員会・支部報告
- 4 その他

**委員会だより****[総務委員会]**

※令和2年10月13日(火) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 社労士会事務局の就業規則等の見直しについて
- 2 その他

※令和2年11月24日(火) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 会報(1月号)について
- 2 社労士会事務局の就業規則等の見直しについて
- 3 その他

**[財務委員会]**

※令和2年12月2日(水) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 令和2年度上半期予算執行状況について
- 2 令和2年度財務委員会の運営について
- 3 質疑・意見交換

**[事業委員会]**

※令和2年10月15日(木) オンライン会議システムZoomを用いて、開催した。

- 1 令和2年度専門業務登録希望調査について  
～登録数を増やすには
- 2 社会保険労務士制度推進月間における無料相談会の中止について
- 3 年金マスター研修について
- 4 総合労働相談所の現状について
- 5 出前授業について
- 6 介護事業者向け労務管理講習(仮)への講師派遣について  
～社会保険協議会との連携

**支部だより****[中予支部]**

※令和2年10月29日(木) 中予支部役員会を開催した。

場所 県会事務局会議室

**内容**

- 1 10月2日の中予研修会の反省、意見交換等
- 2 12月4日の厚生事業について
- 3 各委員会報告
- 4 その他

**[南予支部]**

※令和2年10月16日(金) 宇和島年金事務所との連絡会議を開催した。

場所 宇和島年金事務所

**内容**

- 1 最近の日本年金機構の動向と年金事務所の取り組みについて
- 2 南予支部からの意見要望について
- 3 その他

**開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ****社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内****社会保険労務士  
賠償責任保険制度とは**

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約です。

**2020年度募集要項****●保険期間**

2020年12月1日午後4時～2021年12月1日午後4時

**●中途加入について(毎月中途加入可)**

毎月25日必着※、翌月1日補償開始

※25日が土日・祝日の場合、前営業日必着

※11月1日加入のみ10月8日必着

**●ご加入手続**

パンフレット、加入依頼書をお送りいたしますので、ご所属の都道府県会事務局または取扱代理店までご請求ください。

**取扱代理店**

有限会社エス・アール・サービス

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町  
3-2-12 社会保険労務士会館10階

☎ 03-6225-4873

**引受保険会社**

東京海上日動火災保険株式会社

(幹事保険会社)

(担当) 広域法人都法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

☎ 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

**本年よりサイバーリスク保険(特約)を新発売しました。 詳しくはパンフレットで**

\*この案内は社会保険労務士賠償責任保険の概要について説明したもので、保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細は保険約款(約款につきましてはWEB約款となります。有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。)によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

**有限会社エス・アール・サービスホームページ <http://www.sr-service.jp/>**  
**社労士専用ページログインID : 2015sr パスワード : 4873hoken** 2020年10月作成 20-T03204

## 東予支部労働関係研修会

東予支部 津 乘 和 史

令和2年度の東予支部労働関係研修会は、令和2年9月28日午後1時30分から、今治国際ホテルで開催されました。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、会場入口での検温を実施するとともに、受講者及び講師全員がマスクを着用し、1人ずつ、机の間隔を空けて着席しての研修会となりました。コロナ禍の中ではありましたが、23名という多くの方が受講されました。

以下に、研修の概要をご報告させていただきます。

### 第一部 今治労働基準監督署長のご挨拶及びテレワーク導入の注意点と助成金について

今治労働基準監督署長のご挨拶の後、監督課長から、厚生労働省作成の「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」に基づき、テレワーク導入の注意点について、詳しいご説明がありました。

テレワークには在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイル勤務があること、テレワークのメリットとデメリット、労働時間の適正な把握が必要であること、中抜け時間の取扱例、移動時間中のテレワークについて、さらに、長時間労働を防ぐ手法（上司からのメール送信の抑制、システムへのアクセス制限、時間外労働の原則禁止、注意喚起）などが印象に残りました。

続いて、愛媛労働局雇用環境・均等室指導官から、働き方改革推進支援助成金についてお話をいただきました。

「労働時間短縮・年休促進支援コース」と「勤務間インターバル導入コース」の2つが令和2年11月30日まで申請できる助成金であること、助成の対象となりうるテレワーク用通信機器（必要性と専用性の両方を満たす物）と、対象外の通信機器の例について、ご紹介がありました。

### 第二部 今治公共職業安定所長のご挨拶及び雇用保険失業給付の変更点について

今治公共職業安定所長のご挨拶の後、雇用保険課長から、新型コロナウイルス感染症に伴う雇用保険求職者給付の特例などについてお話をいただきました。

令和2年5月1日以降に離職した方で、本人の職場で感染者が発生したこと、または本人もしくは同居の家族が基礎疾患有すること、妊娠中であること、もしくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から、自己都合離職した場合は、「特定受給資格者」として取り扱われることがあるとのことです。

続いて、雇用保険係長から、基本手当の給付制限期間の改正などについてご説明をいただきました。

令和2年10月1日以降に、正当な理由がない自己都合により退職した場合は、従来3か月だった給付制限期間が2か月に短縮されることになったこと、ただし、5年間のうち2回までに限られるとのことです。

また、令和2年5月26日以降に離職した方については、特定受給資格者または特定理由離職者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した場合、給付日数の延長の対象になる可能性があること、そのため、離職証明書の⑦離職理由欄の「具体的な事情記載欄（事業主用）」の末尾に、『コロナ関係』との記載をするようにとのことです。



## 必須研修会に参加して

中予支部 岩井孝徳

令和2年11月26日に「誇り高き社労士の時代へ」副題で「Beyond CORONAの時代に必要とされる資格として」、連合会副会長（埼玉県社労士会長）石倉正仁先生の研修を受講しました。

社労士の資格の生いたちから「創成期のころ」と沿革を話されましたが、私は工業高校卒、元陸上自衛官で行政書士試験合格のうえ、昭和54年第10回社労士試験に合格しました。（当時は免許制その後登録制に移行）社労士制度については、40年以上の加入歴があるので、目新しいものはなかったものの、改めて社労士制度の沿革及び社労士法第8次改正までの間の提出代行・事務代理・特定社労士制度の導入・労働争議不介入規程の削除・補佐人制度・一人法人制の導入、各種相談センターの運営等については感慨深いものがありました。又、第9次社労士法改正（案）についても興味深く拝聴いたしました。



マイナンバーカードは、現在国民の2割強が取得しており、まだまだ取得が進んでいない状況です。マイナンバーカードの普及・利用促進、特に社会保障・税・災害対策にマイナンバーの活用目的があることから、社労士の地位向上に資するため前向きに取り組む必要がある（令和3年3月からは健康保険被保険者証として、マイナンバーカードが使用可能となる予定である）との内容でした。

次に、デジタル強靭化社会・ニューノーマル・Beyond CORONA・新型コロナウイルス感染症にかかる対応についてのテレワーク・サポートネットワークの導入普及・啓発・配信・デジタル化推進特別委員会の実施状況等解説していただきました。高卒で高年齢者であるアナログ時代の私にとっては外来語・カタカナ文字の乱発のように感じられ、資料に日本語名（語訳）が記載されていないので意味が理解できないところが多くありました、有意義な研修であったと思います。



## ZOOMで必須研修を受講してみて

中予支部 上川謙吾

11月26日、新型コロナウイルス感染症の第3波が猛威を振るう中、社労士会の必須研修があったので受講しました。

この日は会場まで聴きに行くことができず、ZOOMを使ったオンライン研修ができるので、それを選択しました。

さて、14時から研修が始まるのですが、その時間まですっかり研修が前日にあって受講し忘れたと勘違いしており、日にちを勘違いしていることに気が付いた14時10分頃、慌ててURLを送ってくれたメールを探して、探して、やっと探し当てて開き、無事に研修を受講し始めることができました。

URLを知らせてくれているメールには愛媛県社労士会のホームページの会員サイトに資料も添付してあると書いてあったので、そちらを別のパソコンでダウンロード。

パワーポイントの資料でした。

そして、資料を見ながらZOOMを見ていたのですが、…パソコンの隅っこに講師の先生が小さく映っているのと、他の参加者の名前が並んでいる以外は同じ画面。

少し、笑ってしまいました。

他のZOOM受講参加者の皆さんのお名前を見ながら、「ああ、あの先生も、あの先生も受講されているんだ。しばらくお会いしてないけど元気にされてるのだな」と、研修に参加してすぐの5分ほどはそちらにばかり目がいっていました。

あ、一番大事な研修の内容は…

題目は「誇り高き社労士の時代」

講師は埼玉県社会保険労務士会の石倉会長です。

社労士資格の創成期から現在、そして法改正で獲得してきたこと、今後の取り組みと目標等々…大変興味深く聞くことができました。

社会保険労務士法が制定されたのが昭和43年。そして、最初の法改正があったのが昭和53年。最初の10年は書類を作成できても提出代行権は無かったのだとか。

ひとつの権利を獲得するのにも長い年月が必要なのだと改めて感じました。

2時間半の研修でしたがあつとう間に終わりました。社労士の使命を社労士法に明記するのが、直近の一番の課題だとか。

そして、この研修で一番心に残ったのは…

「使命を忘れるとな損得に走る」

忘れてはならない言葉です。以上



## フレッシュ会員広場

### 新たな流れに

南予支部 森 将 士

リーマンショックによる景気落ち込みの影響を受け会社が一時休業をしている最中「助成金申請書類の作成が大変なので総務の仕事を手伝ってもらえないか?」と声をかけてもらい、製造現場の仕事をしながら月末になると総務の手伝いをする。振り返ってみるとそのことが、平成28・29年の社会保険労務士試験を受験し、令和2年9月に勤務での社労士登録をするきっかけとなった「新たな流れ」でした。

製造現場ではCNC精密研削盤を操作して0.001mm単位での仕上がりが必要な精密切削工具の製作を行っていましたが、50人以上の製造業のため第一種衛生管理者を取得し工場内の安全衛生の仕事も携わるようになり「製造業の人手不足はどこも一緒に大変だろうし、まあいいか」と、最初は軽い気持ちでどんどん人事労務管理の仕事へ足を踏み入れていきました。手探りで慣れない業務を行っていくうちに「多くの知識や経験が必要な仕事だな…」ということに気づき、焦りや不安を覚えながらも夢中で実務や試験の勉強をしたのが懐かしく、特に「試験勉強に必死だった2年間は充実してたなあ」と感慨深いです。

労働社会保険諸法令の知識や情報は仕事にのみ活かされるものではなく、私生活においても活かされる場面が多くあるので、社労士に関する仕事や継続して知識を更新していくことに新たな魅力と楽しさを感じているのと同時に、スタートラインに立ったばかりで法令や実務に関する知識や経験不足を改めて痛感しているところですが、様々な研修やセミナーに参加しながら労働社会保険に関する専門家としての責任と自覚を持ち、時代や社会情勢の「新たな流れ」に合わせ毎年のように変わる多くの諸法令の習得と遵守を行えるよう自己研鑽したいです。

新型コロナウイルス感染症の影響で地元内子町も地域行事やお祭りがほとんど自粛となり、加入している消防団で練習をしていた消防操法大会も令和2年度は中止となりました。2021年がどのような年になるのかは分かりませんが、「新たな生活様式」「アフターコロナ」といった言葉をよく目にしたり耳にしたりする日々の中で、精密切削工具の鋼材にも言われることがある「硬いだけではなく韌性（粘り強さ）が必要」ということと、水や風のような柔軟性を意識し、これから来る、もしくはすでに訪れているかもしれない「新たな流れ」に対応していくべきだと思っています。

## 新 入 会 員 紹 介



【氏名】みずき りょう すけ  
**【支部】**  
**【東予】**  
**【年齢】**43歳  
**【開業／勤務／その他】**  
 勤務／その他



【氏名】わたなべ ひろ 博  
**【支部】**  
**【中予】**  
**【年齢】**35歳  
**【開業／勤務／その他】**  
 開業

① 社会保険労務士となった動機

大学卒業後、総務、設計、デザイン等、職を転々としてきましたが、労働問題、社会保険、年金等について専門的知識を付けて人の役に立ちたいと思いました。

② 自己紹介

東京砂漠（？）で20年以上暮らしていましたが、実家の今治に戻り14年程経ちました。休日は海や山など自然散策したり、趣味のテニスや革工芸、映画鑑賞、写真撮影等をしています。

③ 今後の抱負

実務についてはまだまだ未熟者ですが、日々自己研鑽を積み重ね、働きやすい職場環境づくりや地元地域社会発展に貢献したいです。

④ 会への意見・要望

今後ともご指導のほどよろしくお願ひいたします。

① 社会保険労務士となった動機

前職で1年間育児休業を取得しました。その際各種助成金や法律について学んでいくうちに興味を持ち、労働法の専門家である社会保険労務士を志しました。

② 自己紹介

これまで13年間サービス業に従事していました。そこで培った経験を活かし、困った人に寄り添う気持ちを大切にした社労士になります。食べることが好きで、ダイエットのために毎年愛媛マラソンに参加していましたが、今年はコロナ禍で開催されず残念です。

③ 今後の抱負

社労士を目指す前は、労働法や年金について無知でした。社労士として専門性を高めて社会に向けて労働法や、年金について発信していくよう尽力していきます。

④ 会への意見・要望

知識、経験、すべてが未熟ですが、社労士として、様々な事にチャレンジしていきますので、ご指導の程よろしくお願ひいたします。



【氏名】くぼ やし たか こ  
**【支部】**  
**【中部】**  
**【年齢】**38歳  
**【開業／勤務／その他】**  
 勤務

① 社会保険労務士となった動機

自身の出産に際し、育児休業など労働に関する法律について何も知らず、知識をもっとつけたいと考え、社会保険労務士の勉強を始めました。

② 自己紹介

大分県出身です。出産後は保育施設の人事担当をしていました。家族の転勤に伴い、3年前から愛媛に住んでいます。子育てのかたわら、社労士試験に挑戦し、何とか合格することが出来ました。

趣味はテレビドラマや映画鑑賞、特技はパン作りです。

③ 今後の抱負

前職では、多くの人事問題を顧問の社労士の方に相談し助けて頂きました。今後は、自分がその立場として、経営者や労働者の困り事の解決のために役に立てるよう、勉強を続けてまいります。

④ 会への意見・要望

今後ともご指導のほどよろしくお願ひいたします。

**ホームページのご確認をお願いいたします**

全国社会保険労務士会連合会や愛媛県社会保険労務士会の会員専用ページでは、各関係機関からの重要な周知事項や、事務局からのお知らせを随時掲載しています。



是非ご覧いただき、内容をご確認くださいとお願いいたします。

## 社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

### 社会保険労務士の義務と責任

#### 1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

#### 2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

#### 3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

#### 4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

#### 5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならぬ。

### 今後の行事予定

- 2/10(水) 新規入会者研修会（県会会議室）  
(予定)
- 2/15(月) 総合労働相談所・あっせん委員候補者合同研修会（オープン研修会）  
(ホテルマイステイズ松山・Zoom)  
(予定)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止又は延期となる場合があります。

### 会員の動き

〈個人会員〉 令和2年12月31日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合計
開業	65	173	23	261
法人の社員	7	20	2	29
勤務	10	29	6	45
その他	7	22	0	29
勤務・その他合計	17	51	6	74
合計	89	244	31	364

〈法人会員数〉

区分	東予支部	中予支部	南予支部	合計
法人会員	6	14	1	21
上記の内、一人法人会員	3	6	0	9

### 編集後記

少し前に、自分のお客さんから聞いた話です。

そのお客さんは、以前から製造業の下請けをしていて、新型コロナウイルスの影響もあり、売上も下がってきてるので、「辞めることも考えている」と元請の責任者に伝えたそうです。後日、元請の会社から、「これまで、うちの売上に貢献してくれていることもわかっているし、評価もしている。辞めることは考え直してくれないか。」ということを言われたそうです。仕事が減っているのを考えると、「それなら辞めてくれて構わない」と言われることも覚悟をして伝えたようですが、予想外の回答に、涙も出そうになり、もう少し頑張ってみようと思ったそうです。

製造業は、数多くの協力会社があってこそ発展していくものであると思っています。だから、このような大変な時こそ、優秀な協力会社を繋ぎとめておかなければならないから、自分のところで可能な限り生産調整をし、仕事を回すようにしているとも聞きます。

ダチョウ俱楽部のネタじゃないですが、「オレも辞める」と言って、「どうぞ、どうぞ」と言われないよう、自分たちも相手から評価されるような仕事ができるように努力していくないとダメですね。  
(木原健二郎)

発行所 愛媛県社会保険労務士会

〒790-0813

愛媛県松山市萱町4丁目6番地3

電話 (089) 907-4864

ファクシミリ (089) 923-1133

銀行口座 伊予銀行松山駅前支店

普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

发行人 横本恭弘

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号

不二印刷株式会社